

第十九回国会 水産委員会 議録 第十八号

昭和二十九年三月十七日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事小高 嘉郎君 理事川村善八郎君

理事鈴木 善孝君 理事田淵 光一君

理事中村庸一郎君 理事山中日露史君

理事田中幾三郎君

高橋 英吉君 夏堀源三郎君

松田 鐵藏君 椎熊 三郎君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

中村 英男君

出席政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君

外務省参事官 寺岡 洪平君

水産庁長官 清井 正君

通商産業事務官(鮭山局長) 川上 為治君

海上保安庁長官 山口 伝君

海上保安庁次長 島居辰次郎君

委員外の出席者

外務事務官(経済局第一課長) 宇山 厚君

専門員 徳久 三穂君

本日(の)會議に付した事件

漁業用燃料に関する件

公海における漁業の安全操業に関する件

○田口委員長 これより會議を開きます。

本日の政府側の出席者は、外務省寺岡参事官、宇山経済局第一課長、通産省川上鮭山局長、水産庁清井長官、永野生産部長であります。

漁業用燃料に関する件について議事

第一類第十号 水産委員会議録第十八号 昭和二十九年三月十七日

を進めます。質疑を許します。松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員 この前も鮭山局長にいろ／＼と当委員会でも漁業用燃料に対して質疑を行い、その後局長には、あらゆる面から善処をいたいただくように御考慮を願つたのでありますが、その後における情勢がどのようになつておりますか。御発表のできる範囲内だけでございまして、お話をいただきます。

○川上政府委員 この前の委員会におきまして、私どもの方としましては、最近の石油の事情から、特に重点的な、行政的な指導によりましての配給を行うというのを申し上げました。が、その後この配給につきましては、漁業者の団体とか、あるいは石油の販売業者、精製業者等の団体、こういう団体の全面的な協力が必要であると考へましたので、私どもの方としましては、一定のこういう要領に基いて業者に十分話し合いをつけて、配給が円滑に行くように行政的な指示を与えたわけでありまして、その内容につきましてはあとで簡単に申し上げますが、この要領はまだ文書として発表するところまでは至っておりません。と申し上げましたのは、石油販売業者の団体の方から、自分たちの間で当分の間そういう要領によつて自主的にやる。その案が漁業者団体等と相談した結果近いうちにできるから、それまで役所の方から文書で通知するというやり方はやめてほしいという意見もありましたので、私

の方としましては文書による通達ではなくて、業界からこういうやり方によつてやりたいという意向を持つて来るのを待つていたわけでありまして、ところがその後業界においてもいろ／＼相談しました結果、三月の十三日に私の方に石油元売懇話会の考え方として、こういうやり方で行きたいが、これに對して政府の方ではどう考えているかというふうな文書で意見が参つております。その内容については、私どもが今日まで業界に指示した考え方と合つていけるわけでありまして、その内容を若干申し上げますと、この懇話会の自主的なやり方によつて特別な配給をするというものが根本的な問題であります。その事前において詳細な各種の販売の実績を調べる。それから各地におきまして、たとえばある漁村においてはどこの／＼の店が販売店になるというのをはつきりさせる。その販売店に對しましてはどこの／＼の元売業者の方から配給するというのをはつきりさせる。配給量につきましては、特に魚類用のものにつきましては非常に季節的な変動もありますので、ある程度余裕を持つて置くことにしたい。それから配給につきましては、先ほど申し上げましたように、その地方の一定の特約店に對しまして、中央の元売業者の方から確実に配給するような措置をとることになります。いわゆる需要者の割当とか切符制による配給ということは今考えていない。これは業者の方から別にそういうことを言つて来ている

わけじやありませんが、この問題につきましては、將來もしそういう事態が起りますれば考えなければならぬかと思ひますけれども、今のところはそういう措置はとらない。価格につきましても適正な価格で配給するように業界の方で自主的に行う。もし地方におきまして、あるいはある特約店からの販売価格が非常に高い場合、あるいは販売業者が売惜しみをするような場合、そういう問題が起りますならば、苦情処理機關を設けて、需要者の方からいろ／＼なことを言つていただきますれば、ただちに苦情処理機關が措置できるような態勢にしておく、この苦情処理機關に當るものは現在全国石油業協同組合連合会——その各地方の支部ができることになつておりますが、現在はその支部のかわりに、全国石油業支部というのがある。各県にあると思うのですが、これに對しまして地方の実情を言つて参りますれば、すぐそれに対して善処をするという、苦情処理機關をそういう業界の内部につくる、こういうことによつて何とかして円滑に自主的に配給して参りたいと言つて参つていられるわけでありまして、大体現在すでにこういう指示のもとにある程度実行に移されていられるものと私どもの方では考えております。また最近におきましては、地方においていろいろ問題がありまして、いさやうな事情が、私の方に實際のところあまり言つて来ておりませんので、現在のところは

百パーセントじやありませんが、比較的円滑に配給がなされているんじゃないだろうか。ただ値段の問題につきましては、いろ／＼問題はありまして、配給についてはある程度円滑に行われているんじゃないだろうかと思ひますけれども、今後の先行きの重油の状況等を考えますと、とても従来の考えではいけないと思ひますので、私の方としましては、今業界の方から持つて参りました案でさしあたりは何とかして行きたいと思ひます。一面におきましては、この案だけでは十分行けるかどうかということを考えておりますので、今日も実はこの問題について、通産省の内部においていろ／＼相談をいたしております。私としましては、地方において問題を起しました特約店の系統をたどりまして、元売業者の責任を明らかにしまして、もし地方において油が十分あるにもかかわらず売惜しみをするとか、あるいはまた販売価格を非常に不当に上げて販売するといふような場合におきましては、その系統をたどつて元売業者の責任を追究して、元売業者に對してはあるいは外貨の割当等においてこれを規制しようといふような考えを、現在のところ持つておられます。そういう問題等につきまして、先ほど申し上げましたように、通産省内部においていろ／＼相談をいたしております。場合によりましては、業者の自主的なやり方だけではなくて、私の方から文書によつてこういう方針でやれということにいたしま

は、業者の自主的なやり方だけではなくて、私の方から文書によつてこういう方針でやれということにいたしま

丸のときは話が違つておる。国交調整はないが、個々の問題として交渉するルートが開けた、そういうケースができた。これは何を言つておるのかと申しますと、クリコフの問題です。ソ連の船が野付岬についた、あの問題で、ソ連代表部は外務省の方にも交渉した、そしてこの問題の解決はできたのだ、個々の問題として、解決のケースができたのであるから、拿捕船についても、個々の問題として外務省の方から正式に交渉されたらどうか、この一本で押されました。それでもなおかつ私は強硬に押し参りましたが、いつもならば書類を受取るのに、国に帰つてみますと、その書類が国に速達で突きもどされておる。今日まで帰つて来ておりません。先ほど来夏堀委員なり松田委員が心配いたしておられますように、今まで非常に大目に見ておられたのが、最近になつて拿捕船が二隻できたとしたこと、こういうケースから考へて行きますと、今度の北洋鮭鱈漁業の母船の拿捕ということが非常に大きく浮き上つて来るのでございます。ソ連代表部においてはそういうことを言つておるが、これに対して外務省はどういう見解をお持ちになるか。その点を一点お聞きいたしたいと思ひます。

○小瀬政府委員 第一の問題、ソ連との交渉の可能性を生じたようなお話を。もう一つの点は、一九四八年、一九四九年度のソ連側との清算勘定による貿易において、ソ連側への貸越しが六万八千五百七十七ドルあるということを開いておられますが、これはどういふふうになつておるか。おわかりであつたら、これに対する御説明をお願いしたい。

○赤路委員 第一点の面では、現地の地区民から非常に大きな要求があつたことは事実であります。これは北海道における零細な現地漁民として、生命の問題でございまして、ソ連側を刺激するのを非常に恐れておられます。現実にソ連側が、単に大目に見ておるということだけでは不安が残るから、この際何とか日ソ間における漁業協定とまで行かぬまでも、領海の線だけは確保してもらいたいというのが、現在の北海道の沿岸漁民の強い声であります。そ

ごさいましたが、残念ながらそういう状態ではなくして、依然として前と同じ関係にあります。御指摘の船は日本側に漂着して参りました、現地の方でもこれを返した方がよろしいということであり、政府側でもそれを適当と認めまして、海上の信号などによりまして向うに返すことになつたわけでありますが、これに対して外務省とソ連代表部との間の交渉というふうなものは、何もございせん。あるいはだれか漁業関係の方がソ連代表部にいらつしやつて、一つ／＼政府の意向をお伝えになつたかにも聞いておりますけれども、政府としての交渉ではなかつたわけでありまして。

それから前のオープン・アカウントの取引の残がどうなつておるかということではありますが、これはちやうど通産省の係が参つておりませんので、はつきりしたことはわかりませんが、私の了解しておるところでは、その後ソ連との間には船の修理、また向うから石炭を買ひつけるといふような取引がありましたので、その方に一括して処理する方針であつたように伺つております。

の当時沿岸漁民から当然要求があつたことは、私たちがそういうことを承つております。ソ連代表部と正式な意味における交渉と申しますか、それは外務省としては、今日の立場の上においてはできないと思ひます。あつたとは言えないと思ひます。しかしながらソ連代表部から本問題について外務省に申入れをして、話をしたことだけは、私は事実じやないかと思ふ。その点が一応あるわけでありまして、ここで何も外務省が大びらに、国交調整ができていない——先ほど来松田委員のお話を承る承りましたが、一々ごもつともなお話でございまして、傾聴に値する意見であつた。しかしながらこのことは自由党自体の外交政策が大きく転換されない限り、おそそやれないことであるまい。その点までは私は申し上げませんが、少くとも北洋において最近起つての拿捕、再び再現されて来た拿捕の状況等から見て、これが依然として政府において、国交調整がないからといつて放任されるようであつたならば、これは現地漁民にとつては重大な問題である。だから政府としても当然考へて、何らかの処置をとるべきじやないか、こういう意味において申し上げたのでありますから、これらの点については、十分御検討のほどをお願い申し上げておきたいと思ひます。

○山口(伝)政府委員 今日現在までの調査によりまして、大体のことを御報告いたしたいと思ひます。

問題の第五捕龍丸は九十九トン余りでありまして、船主は焼津の西川という方でありまして、船長は筒井という方でありまして、乗組員が二十三名であります。行動の概要でございますが、一月二十二日十一時三十分、焼津を出港いたしました。ミッドウェイ付近の漁場に向ひ、その付近で操業いたしておりましたが、漁獲が思ひくれないために、操業しつつ南下をいたしまして、三月一日すなわち今日の事件の日ですが、三月一日現場付近に到着、同日の午前三時五十分ごろ天測位置北緯十一度五十二分、東経百六十六度三十分、この位置は実は漁務日誌に書いてあるのをとつたわけでありまして、船の航海日誌によりますと北緯十一度五十三分、東経百六十六度五十八分と記入してありましたが、この位置は船長が漁務長から聞いて記入したものでありまして、聞き違ひがあつたかもしれないとの船長の供述によりまして、漁務長が天測の結果記入いたしておりました漁務日誌の位置の方を、今申し上げたわけでありまして、その地点において今回の事件に遭遇いたしました。その後同日の十二時ごろ現場から遠ざかる目的をもつて北に向け航海し、三月十四日午前六時焼津に入港したのが、行動の概要であります。

遭難当時の状況について申し上げますと、三月一日の一時ごろからなわを入れ始め、同日三時十七分になわを入れ終りまして、三時三十分ごろより漂泊しておつた。当時の天候は晴天で、風向きは東北東、風力は二。三時四十分ごろ当該漁船の西南西の方向に赤みがかった光の輝きを認め、これが次第に白黄色にかわり、また赤みを帯びて参りました。消えましたが、それから約七、八分後に、爆風は感じなかつたのであります。音が聞えた。当時は夜明け前で、爆発音は二回にわたり聞えておる。光の輝きを認めてから、その方向にきのこ状の雲を認め、これが空一ぱいに広がつて、どんよりと曇つて来た。約三時間くらいい後に、まづ白い砂のようなものがその日の昼ごろまで降り続いた。それから二、三日の間乗組員全員が軽い頭痛を覚え、中には吐きけを催した者もおつた。七、八日後に、灰をかぶつたところが多しやけどのようなぐあいになつて、びりびりと痛み始めた。それが遭難の当時の状況であります。

なお海上保安庁としまして、この立入り航行禁止区域につきましてのこれ

までとつておりました措置につきましては、御説明しておきます。海上保安庁といたしましては、航路告示によつて、このビキニ環礁付近の立入り禁止は、前後三回周知をはかつておりまして、第一回は昭和二十六年二月十日でありました。第二回は二十七年十一月一日、いずれもエニウエツク・アトール環礁付近の立入り禁止でございます。これは御参考で図面を差上げてありますが、問題のビキニの西部の方にある最初の区域であります。これを二回にわたつてやりました。この区域の範圍はエニウエツク・アトール環礁を中心といたしまして、東西約二百海里、南北約五百海里。第一回はアメリカの水路告示の記載でありまして、第二回は米国外務省を通じての周知要請により、再び掲載をいたしましたものであります。次に第三回は昨年、すなわち二十八年十月十日エニウエツク・アトール環礁及びその付近の立入り禁止につきましてさらに追加がございましたので、第二回の海域の東方に約四百四十海里拡大され、ビキニ環礁がこれに含まれたわけでありました。これはアメリカの告示の一九五三年の二七一六項、三一六八項の告示を、日本の航路告示に転載いたしましたものであります。以上であります。

○淡谷委員 ただいまの御説明でなお伺いたいと思ひますのは、この被害を受けた船は、航路告示にありまして、立入り禁止区域内のことでなく、外のできごとのようにうかがわれますが、この点を確認されたかどうかということが一点。

それから三月の十四日に焼津へこの船がもつて参つて、このような被害を受けたことを保安庁が知つたのは一体いつごろであるか。あるいは知るに至つた動機、私どもは新聞記事によつて知つたのでありますが、新聞に出る前に保安庁がこういう報告を入手されておるかどうか、伺いたいと思ひます。

○山口(伝)政府委員 先ほど説明をいたしました行動機要の中にありました。漁撈日誌によつて、一応私も現在のところをはきめておりますが、それで行きますと、ちよつとだいたい見ると禁止区域の東側に約十四マイル出た所でありました。なお航海日誌についておりました地点は、さらに区域から遠く離れたところでありました。この二つの地点は危険区域外であると認めております。現在のところではさうでありませんが、なおこれは正確を要します。で、漁撈日誌に天測をやりました結果を記載したわけでありまして、天測に使用したわけの数字をさらに詳細に目下取調べておるところでございます。現在までのところ、間違ひなく区域外であると一応推定しておるものであります。なおこれは正確に調べつつもっております。

それからこの事件につきまして私どもが知つた動機は、きのうの朝の読売でございますか、それによつて保安庁としては承知して、それから調査を開始したわけでありました。

○淡谷委員 この立入り禁止区域内で原爆その他の実験があるときは、その都度外務省の方に米側から通知がおりますか。関連して、このたびの実験は区域外においても実験があるといつた旨の通報があらかじめあつたかどうか、その点外務次官にお伺いしておきます。

○小瀬政府委員 外務省がこの危険区域についての通報を受取りましたのは、先ほど保安庁から御説明がありましたように、一昨年の九月十八日に、ワシントンにありまして日本大使館に対して、禁止区域へ最近船が一そう入つて来たことがあるが、これでは困るから注意してもらいたいということを公文で言つて参つたのであります。しかしその後におきましては、何ら外務省として取扱つた事件はございません。従いましてこの禁止区域というものは、当時設けられておつて、警戒区域と申しますか、危険区域というものであります。随時実験のあるたびに通告するといふことにつきましては、外務省は少くともそういうものは取扱つておりません。あるいは保安庁の方へ直接あつたかは存じませんが、外務省としてはそうしたことにはございません。また今申しました、外務省が取扱ひました公文の中には、危険区域の外も相当程度危険であるというやうなことが書いてあつた事実はないやうに私は記憶しております。但し、ただいまは文書を持つて来ておりませんけれども、禁止区域が危険だからと書いてあつたやうに私は了解いたしております。

○淡谷委員 なお重ねて保安庁の方にもお伺いしたいのですが、そういうやうなアメリカ側からの危険通告があつたかどうか。なおこの禁止区域に対して、海上保安庁として、漁船などの保護警戒その他に任ずるやうな実際の行動はどうか、水産庁はどうか、その点を伺いたい。

○山口(伝)政府委員 この危険区域で実験が行われる都度連絡があるかといふことにつきましては、私も海上保安庁の方へも、その連絡はございません。ただいま外務省の方からお話のやうに、第二回目と同じことを告示いたしましたのは、そのときだけは米国の国務省から駐米日本大使館に、これらのことについての周知方の依頼がありましたので、そのことが外務省を通じて私どもの方にも依頼がございました。再度航路告示に掲載をいたしましたわけでありまして、第三回目の航路告示は、先ほど申し上げましたやうに、アメリカの方における追加をそのまま転載したことであります。

それからこの辺の場所は結局日本から二千マイルばかり離れておる所でございまして、私どもの方の巡視船が現場に行つて警戒するといふやうなことはいたしかねるわけでありまして、この航路告示によつて周知をして注意を促して行くといふことしか、今日まで行つておらないのであります。

○淡谷委員 水産庁長官にお伺いしたいのですが、この被害を受けた船舶の積荷、すなわち魚等でございますが、これがかなり広く販売されました。東京にも来たやうに聞いております。あるいは食べてしまつた人もあります。けさのラジオで聞きますと、この船主が実際に被害を知つていながら、何か事件を隠しておいて世の中に迷惑を及ぼしたといふやうな報道もございしますが、魚が方々へ運ばれるまで、一体船主はその被害に気がつかなかつたのかどうか、水産庁はお調べになつておりますか。

○清井政府委員 ただいまの御質問の詳細な点については、まだ調査が行き届いておりませんので、追つて詳細に調べたいと思つておりますが、当船が積んで参りました漁獲物は、ただいまの調査では、二千二百九十九・三貫といふことになつております。本来ならばもう少しあるべきはずでございますが、事件によつて途中で中止をして帰つて来たやうでございまして、二千二百九十九・三貫の積荷であります。この積荷の大部分はまぐろ、さめであるやうでありますが、その詳細な点はまだわかりませんが、その詳細な点はまだわかりませんが、仕向地といたしましては東京、甲府、名古屋、大阪それから県内といふやうにこれを発送いたしましたこととを申しつけております。そこでこの事件がわかりまして、県外に発送したた分につきましては、すぐ発送の中止あるいは仕向先の市場に対して、その販売中止の依頼の通知をいたしました。ただいまの調査によりますと、県外に発送したものは、その取扱ひ中止の手続は全部済んだ、従つてそれが消費者に流れている事実はない、こういうことでございまして、ただ県内には少し流れておるといふことであります。どの程度の数量がどういふやうに流れておるかといふことはわかりませんが、県内には多少流れておるといふやうに私は考えておるのであります。

そこで東京に流れましたものについての処置でございますが、これは新聞等にも出ておるのでございまして、十六日の午前三時に東京の市場にトラック一台に積んで参りました。まぐろ四

本、約四十二貫、さめ十二本、約五百貫のものを一台のトラックで午前三時に入荷したたそうであります。しかしそのときにはすでに連絡があまりまして、これはぐあいが悪いということがわかりましたので、東京都の市場としてはその取扱ひ中止を命じております。そこで昨日の午後になりまして、東京都並びに厚生省関係の衛生関係の方がこれを調査いたしました、まづろには放射性能が軽微であるがある。さめについては、それよりも程度は高いけれどもあるということがわかつたのであります。さつそくそれを地下に埋没したという措置をとつたということでありまして、従ひまして、東京都に入りましたものにつきましては、かくのごとくにはつきり措置をいたしておるのであります。その他の地域に対してのものにつきましては、ただいま調査をいたしておりますが、発送人からの方の手配によりまして、県外に出したものは全部差止の手続をしたということとを言っておりますから、おそらくこれはそれ／＼の仕入れの市場において適当に措置をとつたものと考えております。まだ具体的な調査はできておりませんが、そういうふうになつております。ただ問題は、県内に多少流れておるのではないかと点でございまして、この点につきましても、まだ目下詳しく数字的な資料は判明してはいないような状況でございます。

○淡谷委員 もう一点お答えを得ないでおりますが、船主がこの被害の実態を知つておつて、故意に魚の販売をやつたようなことはなかつたかどうか、この点のお答えがまだございせん。

○清井政府委員 その点について特にどうということはないと聞いておりますが、故意ということはないと私は思ふのであります。先ほども保安庁長官からお話があつたのでございまして、操業の状況を私ども調べますが、保安庁長官と同一な事態でございますが、とにかく途中で相当気になつて来たけれども、案外気にしなかつたのではないかと、おそろくそれは東京に出て来て、診察を受けて初めてびっくりして、これはたいへんだということになつたのではないかと私は考へます。これは想像であります。初めから原子にやられたのを隠しておつたということでは決まてないのであります。普通、普通の気持であつたところから診察を受けて初めてびっくりしたというところはなかつたかと思ふのであります。そこには何ら故意的なものが入つておるとは私は現在のところ考へておりません。

○淡谷委員 これはどちらの機関であるか私は存じませんが、魚だけではなくて、船その他灰をかぶつた漁具などに対しては危険が伴うという報道でございまして、こういう点に対しては、放射能の危険を受けけないような万全の措置をとられたかどうか。とられたならば、その内容についても御説明を願ひたいと思ひます。

○清井政府委員 この点について私どももとりました処置を申し上げますが、私どもとしましては、昨日午後になつてわかりましたものですから、地元、焼津の出荷組合に連絡いたしました、東京でこういうふうな放射能が出たということがわかつたから、すぐに

出荷先に連絡して至急措置をとれという電報は、昨日の午後三時ごろに打つた。それから夕方になりまして電話の連絡がありまして、船、魚具等の措置についてどうしているかということをお願いしたのであります。その点については、私も放射能についての正確な知識はあまりないので、この点はほかにという抽象的な措置はいたしましたけれども、これをあらわしとか、あるいはこれをこうしろということは言うに早過ぎると思ひまして、申さなかつたのであります。ただ問題が危険でありましますから、これをほかに影響のないような措置をとれという指示は電話でいたしておきました。

○淡谷委員 大体御説明の趣旨では、この爆撃を受けた責任は、漁師側の方にないようになつてゐる／＼観測されてます。従つてこれは当然爆撃実験の責任者としてのアメリカ側の態度が重大な問題になつて来るわけでありまして、政務次官にお伺ひしたいのですが、この事件が発生しましたから、アメリカ側との交渉の詳細を御説明願ひたいと思ひます。

○小瀧政府委員 昨日情報を得ましたので、さつそく在京米大使館に、こういう実験の事実があるが、まだそういう報告を受けていないかを照会いたしましたところ、米大使館の方は、何も承知してないやうであります。大使館からも國務省の方へこの問題を打電しておることと存じます。同時にワシントンにありますが日本の大使館に對しましては、さつそく電報で、この事実について先方の説明を求めめるように申しますと同時に、日本側で取調

べたところは大体こういう状況であるということ、先ほど御説明になりましたやうな点を、詳細に米日本大使館に打電いたしまして、至急回答を送るやうにいたしておきます。この説明の中にもありましたように、位置については漁撈日誌に載つておるやうでありまします。しかしそれによると、どうも今まで通報して来た立入り禁止区域の外のものである。もしかりとすればならば重大な問題であるという点も指摘いたしておりますが、何といたしましては進んでおりました事実の調査が進んでおりましたので、向うからの電報、すなわちアメリカ側ではどうで、いつ、どういふやうな実験をしたというやうなことの返事が参りました。上で、十分日本側の立場を明らかにして、適當なる処置をいたしたいと考へております。

○淡谷委員 事件が起つたのは三月一日で、大体こちらでこの騒ぎが始まつたのが三月十四日、大分間がたつております。特にこれが立入り禁止区域外のできごとであつたとするならば、今後またこういうやうな事態が起り得る可能性が多分にあります。そういうことと、事件はただ出漁した漁夫だけの問題ではなくて、漁船が帰つて来てこの魚が／＼に売られ、また灰がふりまかれ、あるいは外に大きな放射能のために、全然知らない間に国民全体がこういう不安を感じることは、非常に大きくなつて来ると思ひます。従つてこの実験をやつた本人はアメリカな理由はないと思ひます。この事件があつたのは十四日で、きようは十六日です。二日たつておるので、至急こ

の結果をはつきり知りまして、立入り禁止区域を広げるとか、賠償要求をするとか、こんなやうな措置を至急やられるやうな御決心がついておるかどうかが、最近水産委員会を取上げられます問題は、極端に申し上げますならば、全部外務省の失敗のしりぬぐいであるにございませう。公海において漁業しておるのに、かつてな処置で漁船が拿捕されたり、あるいはさつきから松田委員、夏堀委員から再三言われておりましたやうに、国交のまだ調整されてない海域における漁獲が始まつて、この時期が予想されておるのに、その措置がまだとられていない。こういう外交に伴うさつき／＼な迷惑を水産業者が受けることは実に多い。しかるに水産委員会はたゞ／＼外務大臣の出席を願ひ、あるいは農林大臣の出席を願ひ、あるいは農林大臣の出席を願ひ、ある見方になつたのであります。私はどうも日本の水産行政というものは、外務省のはつきりした方針と決然たる態度を持たない限り、とうていやつて行けない、こういうやうな心配を多分に抱くのであります。今回のこの事件に對しまして、外務当局のはつきりした御決心のほどをお伺ひしたい。

○小瀧政府委員 なるほど事件が起りましたからさつきと日にはたつておりますが、私どももこの問題を知りましてから、さつそく先方と連絡を開始しております。ただ対外的な問題を不確定な、まだ十分取調べの済まないことではできかねますので、もしこういうことが事実であるとすれば、これまでのことについての抗議もありましよう

し、それに対する損害賠償の追及権を留保することもありまじし、また今後に対して、再発の防止の措置も要求しなければならぬし、これにこれまでに十分なる保護措置を加えないで、しかもその結果が危険区域外にまで及ぶということをやつておつたとすれば、これは重要問題でありますから、そうした事実がはつきりいたしますれば、もちろん外務省としては日本の立場を明らかにいたしまして、十分の措置をとるよう考へております。この点はすでに大臣も議会で申し述べておる通りでございます。

○夏堀委員 水産庁長官にお伺いしますが、ただいまの政務次官の御答弁で、賠償その他の問題もまだきまらぬように考へられます。ところがさつきの御答弁にははつきり出て参りました、すでに船を焼却したという報道もございすし、ただ保険金額の範囲だけではとうてい償いがたいような大きな損害を漁民諸君が受けておるようでございます。これに対して水産庁として、はつきりした補償をするような御意思があるかないか、この点をお伺いいたします。

○清井政府委員 船舶を焼却したかどうかという点については、私まだ事実を承知しておりませんが、確かに異例な事態でありまして、私も同様にいたしました。外務省の通じて行いたいと考えておりますが、なお水産庁としてでき得ることについては、できる限りのことをいたしたいと思います。むしろこの船の措置いかんによりましては、

損害補償あるいは代船建造問題などいろいろあるかと思ひます。この問題につきましても、今具体的にどうするといふことははつきり申し上げられませんが、とにかくかかる異例の事態を通じて、関係者のこころをなやました損害、被害等については、水産庁といたしましてはできるだけの手を打つて行きたいと考へております。

○夏堀委員 あと一点お伺いしたいのでありますが、この問題に関連しまして、たとえば李承晩ラインの問題、それから中共において拿捕された船舶の問題、あるいはソ連に拿捕された船舶の問題、さらにまた今出漁せんとする鮭鱈漁業の漁船の不安の問題等、非常にたくさん外務省関係の問題が当委員会には上つております。きょうはとうていその十分なる審議もできないと思ひますが、常にわれわれが心配し、すでに一年近くもこの問題で質疑あるいは調査をいたして参つたのに対して、外務省がまだ的確な処置をおとりになつていない。こういう状態ではとうてい安心して漁民に出漁を勧めることもできなければ、また生活を守つてやることもできない。たとえば李ライソンの拿捕船の補償にいたしましても、補償法を通じたあとでまた続々と新しい拿捕船がでる、こういう状態。しかも日韓会談は少しも進んでいない。どうかこの重大なる問題を徹底的に御調査の上で、あらためてそれに対する方針を大臣からはつきり伺わしていただけるように、また今後の日本の水産行政を外交上の問題と関連した重大な問題としてお取上げになるように、私から要望いたします。質問を打ち切ります。

○鈴木(善)委員 関連して。先ほど山口長官からお話がありました被爆の現場でございすが、禁止区域の東十四海里外という御説明があつたのでありますが、これは第三回の航路告示の場所から十四海里外という御趣旨でございすか、それとも公式にアメリカの国務省から大使館を通じて知らしめて来た第二回の告示、この場所からの外でございすか、その点を明確にしたいとさせていただきます。

○山口(伝)政府委員 第三回の追加区域から去ること十四海里であります。

○鈴木(善)委員 そういたしますと、この第三回のアメリカ側で告示したものを転載した場所でございますが、これは将来アメリカ側と交渉いたします場合の重大な点にならうと思ひわけでありす。

それからなお水産庁長官にお尋ねをしたいと思います。現在被爆によりまして重傷患者も出て、入院をいたしておるような状態でありまして、その他の船員の方も診察その他手当を要するような状態でございますが、船員保険との関係はどう扱われるのであるか。またもし調査の結果漁船を処分しなければならぬとした場合に、漁船保険との関係はどうなるか。これは当然船員保険なり漁船保険なりで処理するべきケースのものであるか、その関連をお聞きしたいと思ふのであります。

○清井政府委員 これによつて被害を受けた方々に対しては、まことに御気の毒に考へておるのであります。が、これの法的な適用の問題でございすが、ただいま私も厚生省とも連絡をいたしております。船員保険法の

問題につきましてはなるほど適用はあるのであります。ただその対象が一般的治療といふことになつてゐるやうであります。今回のことは特殊な治療を要するといふやうなことがありまする。被害の事態が特殊な事態であるから、研究を要するといふ問題があるやうであります。この点は単にこゝろの点は単にこゝろの問題のみならず、船員保険あるいは船の保険の問題等いろいろあると思ひます。これは事態が特殊な事例でございすので、今までの法律がすぐそのまゝ適用されるかどうかといふことはちよつと研究問題と思ひますが、私も同様にしましては、事態に即応いたしまして、できるだけ関係者の被害を少なくするといふうちに、至急實際上また法律上の手続を、関係筋と打合せて、進めて参りたいと思つております。

○鈴木(善)委員 ただいまの問題は、被害者、漁民にとりましては当面重大な問題でございすので、早急に御検討の上、その結論を周知せしめるような御処置をとつていただきたいと思ふのであります。

それから海上保安庁長官あるいは水産庁長官のどちらでもけっこうなんでありまして、現在なおあの海域付近で操業して参ります漁船がございすかどうか。また今回の被害にかんがみまして、これらの漁船に十分な警戒措置をとらせるような御処置をとつておりますかどうか、その点をお尋ねいたします。

○清井政府委員 同方面は、実は今御承知の通り冬びんちりの季節でございすので、主として同方面に動いて

おります。まづ漁船は割合に少いんじゃないかという専門家の観測でありまして、一体どのくらいあるか見当がつかないでございすが、大体五十隻ぐらいじゃないかと関係者は想像いたしております。これもどの程度といふことをはつきり申し上げられないのは残念であります。ただいまは冬びんちりの最盛期でありますから、ちよつと場所がはづれておるのではないかと想像いたしておるわけでありす。なおその問題につきましては、私も同様にしまして、昨日さつそく関係組合、県並びに三崎無線を通じて各漁船に通知を出しました。かかる事態が発生した、しかも禁止区域から相当距離の地点において発生したという事実を全部連絡をいたしまして、爾後かかることのないやうにということ連絡したのが、昨日の午後でありす。

○赤路委員 外務省にお聞きする前に、海上保安庁の方へちよつとお聞きいたします。この二十七年十月二十三日の危険区域の通達後、二十八年度の十月十日に拡大告示がされておりますが、この第一回の二十七年十月二十三日の通達の場合と、それから二十八年度の十月十日の拡大告示、それをあなたの方が受取つたルートですね、どういふところからその通達を受取られたか、その点をお聞きしたい。

○山口(伝)政府委員 今、日付がちよつと違つておまして、第一回が二十六年の二月十日、第二回が二十七年十一月一日、この両方とも内容は同じでございまして、最初の危険区域でございす。それから第三回は追加拡張であります。これらの資料は、航路告示

というものは国際的に資料を交換することになつておりますので、アメリカの方の水路告示を入手いたしましたして、第三回というのは、アメリカの告示で言えば、先ほど申し上げたように五三年の二七一六項、三一五八項の事項なのであります。これからとつて日本の水路部の告示としても必要だと認定して出したのであります。常に資料を交換しておりますから、アメリカからもらつて出したものであります。

○赤路委員 その資料交換をされますのは、外務省を通じないでやりになるのですか。

○山口(伝)政府委員 この水路告示は純技術的なものになりますので、直接水路部でやつております。

○田口委員長 本日はこの程度にとどめまして散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時十一分散会